

新	旧
最終改正 令和5年3月31日 国住市第119号	最終改正 令和4年3月31日 国住市第96号
<p>第1 (略)</p> <p>第2 定義 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 空き家対策総合支援事業 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第6条第1項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）に沿って実施される空き家対策であって、この要綱に定める空き家対策総合実施計画に従って行われる事業、<u>及び次号に掲げる空き家対策モデル事業をいう。</u></p> <p><u>五 空き家対策モデル事業</u> <u>空き家の発生抑制、活用等に係るモデル的な取組を行う事業をいう。</u></p> <p><u>六～八</u> (略)</p> <p><u>九</u> (略)</p> <p><u>十</u> 補助事業者 住宅市街地総合整備事業、地域居住機能再生推進事業、密集市街地総合防災事業又は<u>空き家対策総合支援事業（空き家対策モデル事業を除く。）</u>の実施に伴い必要となる費用について、施行者に対して補助を行う地方公共団体及び国から補助を受ける地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社等をいう。</p> <p><u>十一～二十</u> (略)</p> <p><u>二十一</u> 住宅・建築物耐震等改修事業 <u>住宅・建築物の耐震化の支援に関する事業、耐震改修及び建替え等に関する事業並びに防火改修及び建替えに関する事業をいう。</u></p> <p><u>二十二～三十八</u> (略)</p> <p>第3～第24 (略)</p> <p>第25 空き家対策総合支援事業</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 定義 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 空き家対策総合支援事業 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第6条第1項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）に沿って実施される空き家対策であって、この要綱に定める空き家対策総合実施計画に従って行われる事業<u>をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>五～七</u> (略)</p> <p><u>八</u> (略)</p> <p><u>九</u> 補助事業者 住宅市街地総合整備事業、地域居住機能再生推進事業、密集市街地総合防災事業又は<u>空き家対策総合支援事業</u>の実施に伴い必要となる費用について、施行者に対して補助を行う地方公共団体及び国から補助を受ける地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社等をいう。</p> <p><u>十～十九</u> (略)</p> <p>二十 住宅・建築物耐震改修事業 <u>住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日付国住市第454号、国住街第236号、国住指第4984-2号）第2第1項に規定する住宅・建築物耐震改修事業をいう。</u></p> <p><u>二十一～三十七</u> (略)</p> <p>第3～第24 (略)</p> <p>第25 空き家対策総合支援事業</p>

新	旧
<p>1 施行者及び補助事業者は、<u>空き家対策総合支援事業を実施することができる。</u></p> <p>2 <u>空き家対策総合実施計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、空家等対策計画と重複した内容の記載がある事項については、定めることを要しない。</u> 一～五 (略)</p> <p>3 空き家対策総合実施計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。ただし、<u>第7項第二号㉞</u>に規定する実態把握を除く。 一～六 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>6 空家等対策計画に記載すべき事項を盛り込んだ空き家対策総合実施計画及び空き家対策総合実施計画に記載すべき事項を盛り込んだ空家等対策計画は、空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画として定めることができる。</u></p> <p><u>7 空き家対策総合支援事業（空き家対策モデル事業を除く。）の実施</u> 一 (略) 二 施行者は、空き家対策総合支援事業において、次のイから㉞に掲げる事業について、空き家対策基本事業として実施することができる。<u>ただし</u>、イ又はロに掲げる事業のいずれか及び<u>ホ</u>又はへに掲げる事業のいずれかについては原則実施するものとする。 イ <u>空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の除却（ただし、次のa及びbの除却を除く。）</u> <u>a 地方公共団体が所有する不良住宅の除却</u> <u>b 当該年度に地方公共団体が所有する建築物の除却のみを行う場合の除却</u> ロ <u>空家住宅等（ただし、第一号イaに該当するものにあつては、以下のa、b及びcの要件を満たすものに限る。）</u>、特定空家等又は不良住宅の除却を行う者に対する補助 <u>a 除却後の跡地について、除却後3年以内かつ地方公共団体が定める時期までに地域活性化のための計画的利用（地方公共団体が定める地域活性化の目的に適合するものに限る。以下「計画的利用」という。）に着手し、通算1年以上かつ地方公共団体が定める期間以上当該計画的利用に供されること</u> <u>b 除却後の跡地を計画的利用に供することについて、地方公共団体は除却を行う者に対してその必要性等を説明し、書面等（電磁的記録によるものを含む）で同意を得ること</u></p>	<p>1 施行者及び補助事業者は、<u>次項に規定する空き家対策総合実施計画に基づき</u>、空き家対策総合支援事業を実施することができる。</p> <p>2 空き家対策総合実施計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。 一～五 (略)</p> <p>3 空き家対策総合実施計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。ただし、<u>第6項第二号㉝</u>に規定する実態把握を除く。 一～六 (略)</p> <p>4・5 (略) (新設)</p> <p><u>6 空き家対策総合支援事業の実施</u> 一 (略) 二 施行者は、空き家対策総合支援事業において、次のイから㉝に掲げる事業について、空き家対策基本事業として実施することができる。<u>なお</u>、イ又はロに掲げる事業のいずれか及び<u>ハ</u>又はへに掲げる事業のいずれかについては原則実施するものとする。 イ <u>空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の除却</u>  ロ <u>空家住宅等</u>、特定空家等又は不良住宅の除却を行う者に対する補助</p>

新	旧
<p><u>c 看板への掲示や地方公共団体のホームページ等地方公共団体が定める方法により、周辺住民等に対して除却後の跡地の用途及び利用可能期間等の周知がなされること</u></p> <p>ハ～ヘ (略)</p> <p><u>ト 空家住宅等又は特定空家等を除却するか活用するかを判断するためのフィージビリティスタディ</u></p> <p><u>チ 空家住宅等又は特定空家等を除却するか活用するかを判断するためのフィージビリティスタディを行う者に対する補助</u></p> <p><u>リ 空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の除却又は活用に係る測量試験等（工事の実施のために必要な測量、試験、調査及び設計をいう。又において同じ。）</u></p> <p><u>ヌ 空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の除却又は活用に係る測量試験等を行う者に対する補助</u></p> <p><u>ル 空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の所有者の特定</u></p> <p><u>ヲ 空家等対策計画の策定等に必要なる空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の実態把握（ただし、空家等対策計画に数値目標や空き家対策を推進する具体的施策を記載する場合に限る。）</u></p> <p>三 施行者は、空き家対策総合支援事業において、前号の空き家対策基本事業とあわせて実施する、空家法に基づく行政代執行等の措置の<u>円滑化、民法（明治29年法律第89号）第25条、第264条の2、第264条の8、第264条の9、第264条の14及び第952条に基づく請求</u>のための法務的手続等を行う事業について、空き家対策附帯事業として実施することができる。</p> <p>四・五 (略)</p> <p><u>8 空き家対策総合支援事業（空き家対策モデル事業に限る。）の実施</u></p> <p><u>一 施行者は空き家対策総合支援事業において次のイからハに掲げる事業について、空き家対策モデル事業として実施することができる（ただし、将来的に空き家の改修工事若しくは除却工事を行う前提の取組又は地方公共団体が作成する空家等対策計画に沿って行われる取組に限る）。</u></p> <p><u>イ 次のaからcのいずれかに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い調査検討・評価、普及・広報等</u></p> <p><u>a 空き家に関する相談対応の充実又は空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等</u></p> <p><u>b 空き家等に関連するスタートアップその他の新たなビジネスモデルの構築等</u></p> <p><u>c ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した</u></p>	<p>ハ～ヘ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>ト 空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の所有者の特定</u></p> <p><u>チ 空家等対策計画の策定等に必要なる空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の実態把握（ただし、空家等対策計画に数値目標や空き家対策を推進する具体的施策を記載する場合に限る。）</u></p> <p>三 施行者は、空き家対策総合支援事業において、前号の空き家対策基本事業とあわせて実施する、空家法に基づく行政代執行等の措置の<u>円滑化</u>のための法務的手続等を行う事業について、空き家対策附帯事業として実施することができる。</p> <p>四・五 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>空家等の活用</u></p> <p><u>ロ 創意工夫をこらしたモデル性の高い空き家の改修工事及び除却工事(除却後の土地の整備を含む。)</u></p> <p><u>ハ イ及びロに掲げる事業の実施に関する事業として、次の a から c に掲げるもの</u></p> <p><u>a イ及びロに掲げる事業を行う者に必要な費用の交付等の事務を行う事業</u></p> <p><u>b イ及びロに掲げる事業の評価を行う事業</u></p> <p><u>c モデル性の高い空き家対策に関する調査、普及・広報を行う事業</u></p> <p><u>9 空き家対策総合支援事業に対する国の補助</u> 一～四 (略)</p> <p><u>五 国は、空き家対策モデル事業について、事業の施行者に対して補助を実施することができる。</u></p> <p>第 26・第 27 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 施行期日</u> この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>第 2 経過措置</u> この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。</p>	<p><u>7 空き家対策総合支援事業に対する国の補助</u> 一～四 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 26・第 27 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>